



ぽっぽ屋



輸送サービス労組 東京支部

2024.4.25
NO.094

控訴審判決!

脱退パワハラ訴訟

一審判決で認められた4点

- ハラスメントを行った管理者の支配介入行為 (不当労働行為)
- 会社としての使用者責任 (民法 715 条) が認められ、損害賠償が認められた
- 同時期に各地の現場で脱退勧奨が行われた可能性が高い
- 使用者責任に基づき原告1名に対し、5万5000円及びこれに対する平成30年11月20日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払い

ポイント

- 一審判決で認められた不当労働行為の認定は変化なし
- 今回、4名に対して会社による関与は証拠不十分として認められなかったが、蒲田駅・水戸電力技術センターで行われていた脱退勧奨は違法の可能性が高いと認定。
- 裁判所は今回の案件以外でいくつかの職場で実際に脱退勧奨が行われたと否定はできなかった。
- 不当労働行為を証明するためには証拠が最重要!

控訴棄却

一審判決を維持!